

韓国知的財産ニュース 2020年8月後期

(No. 421)

発行年月日：2020年9月3日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、8月16日から31日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 デザイン保護法の一部改正法律案
- 1-2 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案
- 1-3 商標法の一部改正法律案
- 1-4 デザイン保護法の一部改正法律案
- 1-5 特許法の一部改正法律案
- 1-6 特許法の一部改正法律案
- 1-7 特許法の一部改正法律案
- 1-8 デザイン保護法施行規則の一部改正令

関係機関の動き

- 2-1 特許庁、新型コロナウイルス治療薬の開発に向けた「人工知能を活用したドラッグ・リポジショニング方法」の特許分析結果を発表
- 2-2 特許庁、2020年上半期特許技術賞で5件の優秀発明を選定

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 調理済み食品の商標出願が増加！
- 4-2 9月1日からデザイン出願がよりしやすくなる！

その他一般

- 5-1 韓国型ウォークスルー（K-ウォークスルー）における第1号の特許登録
- 5-2 新型コロナ危機の克服、知的財産共済が支援します！

- 5-3 台湾、微生物特許を簡単に取得できる道が開かれる

法律、制度関連

1-1 デザイン保護法の一部改正法律案

議案情報システム (2020.8.21.)

デザイン保護法の一部改正法律案

議案番号：3131

提案日：2020年8月21日

提案者：キム・ギョンヒョブ議員外21人

提案理由及び主要内容

デザイン保護法はデザインの保護と利用を図ることにより、デザインの創作を奨励し、産業発展に貢献することを目的としている。

これと法的性格の類似性を持つ既存の「特許法」によると、特許権者が侵害に対する損害賠償を請求する場合、特許権者の生産能力の限度のみを損害賠償として認めていた。したがって、侵害者の譲渡数量が特許権者の生産能力を超過する場合、侵害者がその超過数量の利益を不当に取ることになり、むしろ特許の侵害が利益になる状況が発生しかねない。このような問題点を解決するために損害額の推定方式が2020年6月に改正された。しかし、現行の「デザイン保護法」にも改正前の「特許法」と類似な方式の損害額の推定規定を設けており、デザイン権者及びその関係者に混乱を招くおそれがある。

そこで、各知的財産関連法律の法的安定性と同一性を備える必要性があり、関連規定を整備しようとするものである（案第115条第1項及び第2項）。

法律第 号

デザイン保護法の一部改正法律案

デザイン保護法の一部を次のように改正する。

第115条第1項のうち、「請求する場合、その権利を侵害した者がその侵害行為をさせた物を譲渡した際には、その物の譲渡数量にデザイン権者又は専用実施権者がその侵害行為がなかったならば販売できた物の単位数量当たりの利益額を乗じた金額をデザイン権者又は専用実施権者が受けた損害額にすることができる」を「請求することができる」に

し、同条第2項を次のようにする。

②第1項により、損害賠償を請求する場合、その権利を侵害した者がその侵害行為をさせた物を譲渡した際には、次の各号に該当する金額の合計額をデザイン権者又は専用実施権者が受けた損害額にすることができる。

1. その物の譲渡数量（デザイン権者又は専用実施権者がその侵害行為以外の事由で販売できなかった事情がある場合には、その侵害行為以外の事由で販売できなかった数量を差し引いた数量）のうち、デザイン権者又は専用実施権者が生産できた物の数量から実際に販売した物の数量を差し引いた数量を超えない数量で、デザイン権者又は専用実施権者がその侵害行為がなかったならば販売できた物の単位数量当たりの利益額を乗じた金額

2. その物の譲渡数量のうち、デザイン権者又は専用実施権者が生産できた物の数量から実際に販売した物の数量を差し引いた数量を超える数量又はその侵害行為以外の事由で販売できなかった数量がある場合、これらの数量（デザイン権者又は専用実施権者がそのデザイン権者のデザイン権に対する専用実施権の設定、通常実施権の許諾又はその専用実施権者の専用実施権に対する通常実施権の許諾を行うことができたと認められない場合には、該当数量を差し引いた数量）については、デザイン登録を受けたデザインの実施に対して、合理的に受けることができる金額

附 則

第1条（施行日）この法律は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

第2条（損害棄の推定に関する適用例）第115条の改正規定は、この法律の施行後、最初に損害賠償が請求された場合から適用する。

1-2 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律一部改正法律案

議案情報システム（2020.8.21.）

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案

議案番号：3129

提案日：2020年8月21日

提案者：キム・ギョンヒョブ議員外21人

提案理由及び主要内容

「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」は、国内で広く知られている他人の商標・商号等を不正に使用する等の不正競争行為と他人の営業秘密を侵害する行為を防止

し、健全な取引秩序の維持することを目的とする。

これと法的性格の類似性を持つ既存の「特許法」によると、特許権者が侵害に対する損害賠償を請求する場合、特許権者の生産能力の限度のみを損害賠償として認めていた。したがって、侵害者の譲渡数量が特許権者の生産能力を超過する場合、侵害者がその超過数量分の利益を不当に取ることになり、むしろ特許の侵害が利益になる状況が発生しかねない。このような問題点を解決するために損害額の推定方式が2020年6月に改正された。

しかし、現行の「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」にも改正前の「特許法」と類似な方式の損害額の推定規定を設けており、当事者及びその関係者に混乱を招くおそれがある。

そこで、各知的財産関連法律の法的安定性と同一性を備える必要性があり、関連規定を整備しようとするものである（案第14条の2第1項）。

法律第 号

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第14条の2第1項各号以外の部分の前段のうち、「不正競争行為、第3条の2第1項や第2項に違反する行為又は営業秘密の侵害行為をさせた物を譲渡した際には、第1号の数量に第2号の単位数量当たりの利益額を乗じた金額を営業上の利益を侵害された損害額にすることができる」を「その侵害行為をさせた物を譲渡した際には、次の各号に該当する金額の合計額を損害額にすることができる」にし、同項の各号以外の部分の後段を削除して同項の各号以外の部分における但し書きを削除し、同項の各号を次のようにする。

1. その物の譲渡数量（営業上の利益を侵害された者が不正競争行為、第3条の2第1項や第2項に違反する為又は営業秘密の侵害行為以外の事由で販売できなかった事情がある場合には、その侵害行為以外の事由で販売できなかった数量を差し引いた数量）のうち、営業上の利益を侵害された者が生産できた物の数量から実際に販売した物の数量を差し引いた数量を超えない数量に、営業上の利益を侵害された者がその侵害行為がなかったならば販売できた物の単位数量当たりの利益額を乗じた金額
2. その物の譲渡数量のうち、営業上の利益を侵害された者が生産できた物の数量から実際に販売した物の数量を差し引いた数量を超える数量又はその不正競争行為、第3条の2第1項や第2項に違反する行為又は営業秘密の侵害行為以外の事由で販売できなかった数量がある場合、これらの数量に対しては不正競争行為、第3条の2第1項や第2項に違反する行為又は営業秘密の侵害行為がなかったならば合理的に受

けることができる金額

附 則

第1条（施行日） この法律は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

第2条（損害額の推定に関する適用例）第14条の2第1項の改正規定は、この法律の施行後、最初に損害賠償が請求された場合から適用する。

1-3 商標法の一部改正法律案

議案情報システム（2020.8.21.）

商標法の一部改正法律案

議案番号：3128

提案日：2020年8月21日

提案者：キム・ギョンヒョブ議員外21人

提案理由及び主要内容

「商標法」は、商標を保護することにより商標使用者の業務上の信用維持を図り、産業発展に貢献し、需要者の利益を保護することを目的としている。

これと法的性格の類似性を持つ既存の「特許法」によると、特許権者が侵害に対する損害賠償を請求する場合、特許権者の生産能力の限度のみを損害賠償として認めていた。したがって、侵害者の譲渡数量が特許権者の生産能力を超過する場合、侵害者がその超過数量の利益を不当に取ることになり、むしろ特許の侵害が利益になる状況が発生しかねない。このような問題点を解決するために損害額の推定方式が2020年6月に改正された。しかし、現行の「商標法」にも改正前の「特許法」と類似な方式の損害額の推定規定を設けており、商標権者及びその関係者に混乱を招くおそれがある。

そこで、各知的財産関連法律の法的安定性と同一性を備える必要性があり、関連規定を整備しようとするものである（案第110条第1項及び第2項）。

法律第 号

商標法の一部改正法律案

商標法の一部を次のように改正する。

第110条第1項のうち、「侵害した者がその侵害行為をさせた商品を譲渡した場合には、そ

の商品の譲渡数量に商標権者又は専用使用権者がその侵害行為がなかったならば、販売することができた商品の単位数量当り利益額を乗じた金額を商標権者又は専用使用権者の」を「その権利を侵害した者がその侵害行為をさせた商品を譲渡した際には、次の各号に該当する金額の合計額を商標権者又は専用使用権者が被った」とし、同項に各号を次のように新設し、同条の第2項を削除する。

1. その商品の譲渡数量（商標権者又は専用使用権者がその侵害行為以外の事由で販売できなかった事情がある場合には、その侵害行為以外の事由で販売できなかった数量を差し引いた数量）のうち、商標権者又は専用使用権者が生産できた商品の数量から実際に販売した商品の数量を差し引いた数量を超えない数量で、商標権者又は専用使用権者がその侵害行為がなかったならば販売できた商品の単位数量当たりの利益額を乗じた金額

2. その商品の譲渡数量のうち、商標権者又は専用使用権者が生産できた商品の数量から実際に販売した商品の数量を差し引いた数量を超える数量又はその侵害行為以外の事由で販売できなかった数量がある場合、これらの数量（商標権者又は専用使用権者がその商標権者の商標権に対する専用使用権の設定、通常使用権の許諾又はその専用使用権者の専用使用権に対する通常使用権の許諾を行うことができたと認められない場合には、その数量を差し引いた数量）については、商標登録を受けた商標の実施に対して、合理的に受けることができる金額

附 則

第1条（施行日） この法律は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

第2条（損害額の推定に関する適用例） 第110条の改正規定は、この法律の施行後、最初に損害賠償が請求された場合から適用する。

1-4 デザイン保護法の一部改正法律案

議案情報システム（2020.8.24.）

デザイン保護法の一部改正法律案

議案番号：3182

提案日：2020年8月24日

提案者：ソン・ガブソク議員外16人

提案理由

第四次産業革命時代の到来により投影時計、レーザーバーチャルキーボード、ホログラ

ム等の新技術を基盤とするデザインが出現している。現行法上、これらの新技術のデザインは、物品の外形がないか、又は物品に表示された形態ではないため、デザインそのものとして保護を受けることが難しい。

米国、欧米、日本等の先進国では既に新技術のデザインに対する保護を強化している状況の中、新技術を活用したデザイン権確保の混乱は、国内・外の市場で国内企業の競争力を弱体化させ、関連産業の発展に障害になりかねない。

そこで、デジタル環境の中で実現される新たなデザインである画像が、デザイン保護対象に含まれるよう、新技術のデザインに対する保護を強化し、デザイン権侵害に積極的に対応するためのものである。

主要内容

イ. 画像を独立した別個のデザインとして規定し、操作又は表示画像に限ってデザイン権の保護を受けられるようにし、画像の定義を新設する（案第2条第1号ハ目及び同条第2号の2を新設）。

ロ. 一組の部分デザインを認めるために、物品の部分から一組の物品を除外する条文を削除する（案第2条第1号）。

ハ. デザイン保護対象が画像にまで拡大されることによって、画像を生産・使用・公衆送信の方法を通じた提供等の行為もデザインの実施行為に含まれるようにする（案第2条第7号ロ目新設）。

二. 現行デザインの保護対象を「物品」のみに限定したが、画像を追加することにより、既存の「物品」関連条文を「物品等」に改正する（案第34条等）。

法律第 号

デザイン保護法の一部改正法律案

デザイン保護法の一部を次のように改正する。

第2条第1号のうち、「物品 [物品の部分（第42条は除く。）及び書体を含む。以下同じ] の」を「次の各目のいずれかに該当するものの」にし、同号に各目を次のように新設し、同条に第2号の2を次のように新設する。

イ. 物品（物品の部分を含む。以下同じ）

ロ. 書体

ハ. 画像（機器に操作に利用されるもの、又はその機能の発揮の結果で表示されるものに限定し、画像の部分を含む。以下同じ）

2の2. 「画像」とは、技術的な方法で表現される図形・記号等をいう。

第2条第7号のうち、「デザインに関する物品を生産・使用・譲渡・貸与・輸出又は輸入し、

その物品を譲渡又は貸与するために請約(譲渡若しくは貸与のための展示を含む。以下同じ)する」を「次の各目の区分による」にし、同号に各目を次のように新設する。

イ. デザインの対象が物品である場合、その物品を生産・使用・譲渡・貸与・輸出又は輸入し、その物品を譲渡又は貸与するために請約(譲渡若しくは貸与のための展示を含む。以下同じ)する行為

ロ. デザインの対象が書体又は画像である場合、その書体又は画像を生産・使用・電気通信回線を通じた方法で提供するために請約(電気通信回線を通じた方法で提供するための展示を含む。以下同じ)する行為や、その書体又は画像を保存した媒体を譲渡・貸与・輸出・輸入するか、その書体又は画像を保存した媒体を譲渡・貸与するために請約する行為

第34条第3号のうち、「物品」を「物品、書体又は画像(以下「物品等」とする)」にし、同条の第4号のうち、「物品の」を「物品等の」に、「形状だけで」を「形状・模様・色彩又はそれらを結合したものだけで」にする。

第37条第1項第3号及び同条第2項第1号のうち、「なる物品」をそれぞれ「なる物品等」にし、同条第4項の前段のうち、「物品に」を「物品等に」にし、同項の後段のうち、「物品に」を「物品等に」にする。

第41条の前段のうち、「物品に」を「物品等に」にする。

第42条の題目「(一組の物品のデザイン)」を「(一組の物品等のデザイン)」にし、同条第1項のうち、「物品が」を「物品等が」に、「物品で」を「物品等で」にし、同項の後段のうち、「物品の」を「物品等の」にし、同条第2項の「物品の」を「物品等の」にする。

第63条第2項のうち、「物品」を「物品等」にする。

第113条第3項のうち、「物品の」を「物品等の」にする。

第114条のうち、「関する物品」を「関する物品等の」にする。

第127条第1項第4号のうち、「なる物品」を「なる物品等」にする。

第161条第1項の部分のうち、「物品には」を「物品等には」にし、同条第2項第2号のうち、「関連された物品」を「関連された物品等」にする。

第175条第2項第6号のうち、「なる物品」を「なる物品等」にする。

第179条第3項のうち、「なる物品」をそれぞれ「なる物品等」にする。

第196条第1項のうち、「定める物品」を「定める物品等」にする。

第214条のうち、「物品」を、「物品等」にし、「物品の」を「物品等の」にする。

第215条第1号のうち、「物品」を、「それぞれ「物品等」に、「物品の」を「物品等の」にし、同条の第3号のうち、「物品」を「物品等」に、「物品を生産・使用譲渡又は貸与する」を「物品等を生産・使用・譲渡・貸与又は電気通信回線を通じた方法で提供する」に、「物品が」を「物品等が」にする。

附 則

第1条（施行日）この法律は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

第2条（一般的な適用例）この法律は、この法律施行後に出願したデザイン登録出願から適用する。

1-5 特許法の一部改正法律案

議案情報システム（2020.8.24.）

特許法の一部改正法律案

議案番号：3170

提案日：2020年8月24日

提案者：キム・ジョンホ議員外25人

提案理由及び主要内容

現行法は、権利侵害に対する差止請求権、損害賠償請求権及び資料提出命令制度等、特許権者及び専用実施権者の権利保護のための多様な手段を設けている。

しかし、実際には特許権に関連する侵害訴訟で侵害行為と損害額に対する証拠資料が侵害者に偏在しており、権利者が侵害に対する証拠を確保するための手段が不十分であり、特許侵害を受けても被害の立証に相当な困難が伴うという指摘がなされている。

そこで、特許権に関連する侵害訴訟において、法院が職権又は当事者の申請により、関連分野の専門家を指定して証拠調査ができるようにすることで、紛争解決に向けた実効的な手段を設けようとするものである（案第128条の3新設）。

法律第 号

特許法の一部改正法律案

特許法の一部を次のように改正する。

第128条の3を次のように新設する。

第128条の3（専門家による証拠調査）①法院は、特許権又は専用実施権の侵害訴訟において侵害の証明又は損害額の算定に必要な証拠を確保するために、職権又は当事者の申請により関連分野の専門家を指定して証拠調査を実施させることができる。

②第1項による証拠調査は、次の各号のいずれかに該当する方法で行う。

1. 侵害行為を組成した物等、証拠資料の収集
 2. 侵害行為に提供された施設・設備等に対する証拠調査
 3. 当事者・関係者等に対する質問
 4. その他必要な調査
- ③第1項による証拠調査を遂行する者は、その身分を示す証票を持ち、それを当事者や関係者に示さなければならず、当事者等は専門家の調査や要求等に誠実に協力しなければならない。
- ④第1項による専門家の基準及び証拠調査の手続等に関して必要な事項は、大法院規則で定める。

附 則

この法律は、公布後3ヶ月が経過した日から施行する。

1-6 特許法の一部改正法律案

議案情報システム (2020.8.25.)

特許法の一部改正法律案

議案番号：3261

提案日：2020年8月25日

提案者：キム・ジョンホ議員外24人

提案理由及び主要内容

現行法は、特許出願の主体になれる者を別途規定していないため、民法上、権利能力のない組合の場合は、組合の名前で特許権を所有するか、又は活用することができない。しかし、海外の場合、米国と中国は組合の知的財産権の所有を明示的に許容しており、主要国家では既に知的財産権が有望な投資対象として活用されている状況の中で、法人ではなく組合形態のファンドも特許権を直接所有できるよう、許可しなければならないという意見が提示されている。

そこで、知的財産権に対する投資を目的に結成された組合等に対しては、その組合の名前で特許出願人、特許権者、専用実施権者、通常実施権者、質権者になれるようにするものである（案第4条第2項新設）。

特許法の一部改正法律案

特許法の一部を次のように改正する。

第4条の題目以外の部分を第1項にし、同条第2項を次のように新設する。

②次の各号のいずれかに該当する組合であつて、代表者や管理人が定められている場合は、その組合の名前で特許出願人、特許権者、専用実施権者、通常実施権者又は特許権・専用実施権・通常実施権を目的とする質権者になることができる。

1. 「ベンチャー投資促進に関する法律」第2条第11号によるベンチャー投資組合
2. 「与信専門金融業法」第2条第14号の5に基づく新技術事業投資組合
3. その他、知的財産権に対する投資を目的に結成された組合であつて、大統領令で定める組合

附 則

この法律は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

特許法の一部改正法律案

議案番号：3280

提案日：2020年8月25日

提案者：ファン・ウンハ議員外10人

提案理由及び主要内容

現行法の定義規定は「発明」、「特許発明」等のような一部の概念に対してのみ規定しており、特許法において最も重要で基本概念である「特許」、「特許出願」に対する用語の定義がされていない。

これにより、受範者である国民が特許法を理解し解釈するにあたり、法的な予測可能性を低下させ、多義的な解釈が可能であるという指摘とともに、「新型コロナウイルス」が発生して以来、他の年度に比べ同期間に対する特許出願が急増している状況の中、不明確な概念による混乱や、それを用いた特定勢力の悪用の懸念も提起されている。

したがって、現行法の定義規定に「特許」、「特許出願」の用語定義を的確することにより、法律上の適用混乱を最小限にするためのものである（案第2条）。

法律第 号

特許法の一部改正法律案

特許法の一部を次のように改正する。

第2条第1号、第2号及び第3号をそれぞれ第2号・第3号及び第5号にし、同条に第1号及び第4号をそれぞれ次のように新設する。

1. 「特許」とは、登録の要件を満たしている発明に対し、技術公開の対価として国が独占的・排他的権利を付与することをいう。
4. 「特許出願」とは、特許権の取得を希望する者が一定の書式と要件を揃えて、審査を前提に権利設定の可否を判断してくれることを願い出る行為をいう。

附 則

この法律は、公布日から施行する。

1-8 デザイン保護法施行規則の一部改正令

電子官報 (2020. 8. 28.)

産業通商資源部令第 391 号

デザイン保護法施行規則の一部改正令を次のように公布する。

2020年8月28日

産業通商資源部長官

デザイン保護法施行規則の一部改正令

デザイン保護法施行規則の一部を次のように改正する。

第38条第3項のうち、「第2類、第5類」を「第1類、第2類、第3類、第5類、第9類、第11類」にする。

第40条を次のようにする。

第40条(デザイン登録出願番号等の通知)特許庁長はデザイン登録出願書を受理した時には、次の各号の事項を記載したデザイン登録出願番号通知書をデザイン登録出願人に通知しなければならない。

1. デザイン登録出願番号
2. デザイン登録出願日付

3. 世界知的所有権機関の電子的アクセスサービス (DAS、Digital Access Service) を通じ、パリ条約第 4 条 D (1) による 優先権を主張するための証明書類を送達しようとする場合、該当電子的アクセスサービスにアクセスするために必要な固有番号 (以下「アクセスコード」という) として、特許庁長が付与するアクセスコード

第 47 条第 5 項のうち、「世界知的所有権機関の電子的アクセスサービス (DAS、Digital Access Service) を利用する場合に書かなければならない情報として、該当電子的アクセスサービスにアクセスするために最初に出願した国で付与される固有番号 (以下「アクセスコード」という) を「最初に出願した国で付与したアクセスコード」という。

第 52 条の 2 第 1 項のうち、「その証明書の特許庁長が世界知的所有権機関に電子的アクセスサービスを通じて送達 (世界知的所有権機関の要請がある場合に限定する) するために必要なアクセスコード」を「アクセスコード」にする。

第 101 条を次のようにする。

第 101 条 (デザイン登録の表示) ①法第 214 条によるデザイン登録の表示は次の各号の方法に従うことにする。

1. 登録デザインという文字とその登録番号を表示
2. デザイン登録番号を掲載したインターネットアドレスを表示

②第 1 項によるデザイン登録表示の具体的な方法は、特許庁長が定めて告示する。

附 則

第 1 条 (施行日) この規則は、2020 年 9 月 1 日から施行する。ただし、第 38 条第 3 項及び別紙第 3 号書式背面の記載方法の第 1 号ロ目及びハ目の改正規定は、2020 年 12 月 1 日から施行する。

第 2 条 (書式に関する経過措置) この規則を試行する前にデザイン登録出願した場合で、この規則が施行されてから補正や手続きの補完をしようとする場合には、別紙第 2 号書式の改正規定にかかわらず、従前の別紙第 2 号書式に従うことにする。

<改正理由及び主要内容>

書体のデザイン登録出願をする際に書体をファイル形式の図面で提出できるようにする等、デザイン登録出願の際に図面・参考図面の提出形式に対する制限を緩和し、デザイン登録出願をした後、補正のために再び図面を提出する場合、従来は出願の時に提出したファイル形式と同一なファイル形式のみを許可していたものを、他の形式のファイル

でも提出できるようにし、デザイン登録出願人の利便性を向上させる一方、循環周期が短い物品のデザインに対する迅速な権利化のためにデザイン一部審査登録出願の対象物品を拡大する等、現行制度の運営上現れた一部の不備を改善・補完するためのものである。〈産業通商資源部提供〉

関係機関の動き

2-1 特許庁、新型コロナウイルス治療薬の開発に向けた「人工知能を活用したドラッグ・リポジショニング方法」の特許分析結果を発表

韓国特許庁 (2020. 8. 20.)

韓国生命情報学会で発表し、その情報を産・学・研と共有

韓国特許庁は新型コロナウイルス治療薬の開発に適用できる人工知能を活用したドラッグ・リポジショニング技術の特許分析結果を、8月20日15時に三井ホテルで開催される韓国生命情報学会 (BIOINFO 2020) で発表する。

「AI・BIを活用したドラッグ・リポジショニング方法」は、人工知能 (AI) と生物情報学 (Bioinformatics) を利用して、薬物および疾病に対する関連情報を分析することで、承認された薬物の新しい用途を創出する方法である。これにより、新型コロナウイルスなどの新種ウイルスに対応し、迅速な治療薬開発に向けたドラッグ・リポジショニングの技術情報を提供できる見通しである。

特許分析の結果、ドラッグ・リポジショニングの細部技術別に11の主要特許が発掘され、関連する特許、論文および新型コロナウイルスに適用した事例の情報などが情報ネットワークの形態で提供される予定である。

細部技術分野のうち、「遺伝子発現プロファイリングに基づくアプローチ法」に対する特許出願が最も多く、このアプローチ法と疾病に関連するタンパク質情報を中心にリポジショニングの薬物を探索する「ターゲット中心のアプローチ法」を、新型コロナウイルスの治療に向けたドラッグ・リポジショニングの開発に適用した最近の事例も確認された。

また、特許庁の分析結果は「新型コロナウイルスの特許情報ナビゲーション」のウェブサイト（www.kipo.go.kr/ncov）と韓国生命情報学会（www.ksbi.or.kr）の掲示板などに掲載し、オンラインでも産・学・研の研究者に提供する計画である。

特許庁の医療データ審査チーム長は、「今回の AI・BI を活用したドラッグ・リポジショニング技術の特許分析結果を研究者が利用すれば、治療薬開発を加速化することができる」とし、「今後、分析結果を共有することにより、ポストコロナ時代における対応戦略の確立に活用されることを期待している」と述べた。

2-2 特許庁、2020 年上半期特許技術賞で 5 件の優秀発明を選定

韓国特許庁（2020.8.27.）

「SOS LAB」の「ライダー装置」、世宗大王賞に選定

韓国特許庁は、「上半期特許技術賞」の優秀発明における審査を 7 月 8 日と 10 日の両日にわたって実施し、最終的に 5 件を選定したと発表した。

※選定する主体である特許技術賞の選定審査会は、学界、研究機関、弁理士などの産業分野別における最高の専門家で構成され、発明の技術性、権利範囲、経済性を中心に審査を行った。

特許技術賞の最高の榮譽である世宗大王賞には、株式会社「SOS LAB」が発明した「ライダー装置」が選ばれた。

※ライダー（LiDAR）：レーザーで物体の距離や形状を認識する自律走行車の目に該当する主要技術

「SOS LAB」は、固定式の 3D ライダーを韓国で唯一開発しているスタートアップ企業であり、シリコンバレー国際発明フェスティバル（2018 年）で金賞を受賞するなど、韓国のライダー企業の中で優秀な技術力を持っていると評価されるとともに、グローバルライダー企業とも肩を並べて競争している。

今回選ばれた特許は、ライダーの小型化、軽量化が可能で、長距離測定と高解像度の測定に有利な構造になっており、自律走行車に適切なライダーとして高い評価を受け、ロボット、ドローンなどに適用されるライダー装置に対する需要も増加しているため、今後の関連産業の成長に大きく貢献すると期待される。

忠武公賞には、SK ハイニックスが発明した「素子分離膜を備えた半導体装置、それを備えた電子装置およびその製造方法」が選ばれた。

半導体の製造工程は、高難度の技術と多くのコストがかかるが、その特許技術で5つの工程を減らすことができ、半導体の産業競争力の主要な要素である原価と製造時間を削減する効果が得られる。

この特許は、競合他社よりも2世代進んだ技術で、DRAM20nm級の生産に初めて適用されて10nm級の製品など4世代の製品生産に使われている。

池錫永賞には韓国標準科学研究院が発明した「複合パターンによる超高速偏向測定法を用いた自由曲面の3次元形状測定システム」と株式会社「MEK-ICS」が発明した「人工呼吸器の自動制御方法」が選ばれた。

韓国標準科学研究院の特許はフレキシブルディスプレイ、次世代2次電池、超精密の光学部品などの複雑な曲面の部品を画像1枚で、すぐ欠陥検査を行う測定技術であり、3次元形状の測定に対する需要が急増し、今後、当該特許の活用価値が高まると予想される。

「MEK-ICS」の特許は、患者の心拍数、脈拍数といった生体信号を用いて、人工呼吸器を自動的に制御することができる技術であり、非対面での医療支援が可能になるため、ポストコロナ時代に有用な発明として評価される。

洪大容賞には、「Lunit」が発明した「画像分析方法およびシステム」が選ばれた。

この特許は、人工知能技術のグラフニューラルネットワーク（GNN）を利用して、がん患者の組織スライド画像から、抗がん剤の反応有無の予測などの医学的な予測結果を提供する。

特許庁の特許審査企画局長は、「ポストコロナ時代における韓国の未来競争力は、革新的な発明から始まる」とし、「特許技術賞が発明の主人公である発明者の士気を高め、発明文化を拡大することに貢献できることを期待している」と述べた。

特許技術賞の受賞者には、賞金とトロフィーとともに発明奨励事業での選定優遇とマーケティング支援、特許技術賞受賞マークを付与する。

※上半期授賞式は、新型コロナウイルスの影響でキャンセルされ、12月の下半期授賞式で授賞する予定

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 調理済み食品の商標出願が増加！

韓国特許庁（2020.8.18.）

安全に家でおいしい料理を食べましょう！

調理済み食品である HMR（※）が家庭食と外食を代替する手段として脚光を浴びており、それに関連する商標出願も増加していることが分かった。

※HMR（Home Meal Replacement）：家で簡単に調理して食べられるようにして販売する調理済みの食品

韓国特許庁によると、調理済み食品に関連する商標出願は、2015年5,037件に過ぎなかったが、2019年には10,037件と99.3%増加し、2020年上半期も5,149件で、前年同期の5,025件より増加していることが分かった。

※年度別の加工食品類（第29類）における商標出願件数（前年比増加率）：（2015年）5,037件→（2016年）7,906件（57.0%）→（2017年）7,653件（△3.2%）→（2018年）9,311件（21.7%）→（2019年）10,036件（7.8%）

商標出願が増加した理由としては、一人ご飯の文化によるライフスタイルの変化、新型コロナウイルスによる内食割合の増加などにより、調理済み食品に対する消費者のニーズが拡大されたためであるとみられる。

商標出願を主体別でみると、法人は2015年2,911件から2019年5,235件に79.8%増加した一方、個人は2015年2,126件から2019年4,802件に125.9%増加し、個人出願の増加傾向がより強い。

また、内・外国別にみると、外国人は2015年369件から2019年501件に35.8%増加した一方、内国人は2015年4,668件から2019年9,536件に104.3%増加し、内国人による出願の増加傾向がより強いことが分かった。

内国人の出願を類型別にみると、個人が2015年2,089件から2019年4,708件に125.4%、中小企業が2015年1,698件から2019年3,569件に110.2%増加し、大手企業や中堅企業に比べて個人と中小企業が出願の増加をリードしていることがうかがえる。

ただし、2020年上半期は、新型コロナウイルスの影響により個人および企業による前年同期比の出願増加傾向がやや低迷している。

特許庁の商標デザイン審査局長は、「調理済み食品に関する商標出願が増加しているのは、食文化の変化、内食割合の増加などが反映されたものである」と評価し、「新型コロナウイルスの影響で外食が減り、家庭で手軽に調理できる製品に対する需要が増加したことを反映した、調理済みの食品を製造する個人や企業による、他製品との差別化を狙ったブランド戦略の一環であると分析している」と述べた。

4-2 9月1日からデザイン出願がよりしやすくなる！

韓国特許庁（2020.8.31.）

デザイン図面の提出要件などを大幅に緩和

韓国特許庁は、デザイン出願がより簡単かつ便利になるよう、9月1日以降の出願からデザイン図面の提出要件を大幅に緩和すると発表した。

今後、書体デザイン（※）を出願する際に、フォントファイル（TTF）（※※）をそのまま提出することができるようになる。

※記録や表示または印刷などに使用するために、共通的な特徴を持った形態で制作された一組の書体デザイン

※※ TTF（True Type Font）は書体デザインの開発に必須で代表的なフォントファイルフォーマットであり、フォントのサイズを変えても形態が維持される。

これまでフォントファイルを開発・製作してからデザインを出願する際には、図面を追加作成しなければならないため不便だったが、フォントファイルの提出が許容されることにより、別途の図面を作成する時間とコストを削減することができるようになった。

また、デザインを出願する際に、3次元(3D)立体ファイルで図面を提出して補正しようとする場合には、これから2次元(2D)ファイルの図面の提出が可能になり、2次元ファイルで図面を提出した場合には、3次元立体ファイルの図面による補正が許容される。

※ 2次元(2D)ファイル(TIFF、JPEG)、3次元(3D)立体ファイル(3DS、DWG、DWF、IGES、3DM)

現在はデザインを出願してから補正する際に、出願した図面の提出ファイルと同じ形式のファイルでのみ提出しなければならないという制約(※)があったが、今後はこのような制約が解消され、出願人の利便性に応じて、ファイルを選択することができ、より便利に補正することができるようになる。

※最初に3次元立体ファイルの図面を出願した場合には、3次元立体ファイルの図面のみに補正することができ、最初に2次元ファイル形式の図面を出願した場合には、2次元ファイルの図面のみに補正することができた。

そしてデザイン出願書に「国家研究開発事業」、「デザイン移転希望」事項の記載が許容される。このような記載は、デザイン公報により多数の人々に知らせることができるため、デザイン権の広報および取引活性化にも役立つと期待される。

特許庁の商標デザイン審査局長は、「書体デザイン図面におけるフォントファイルの提出許容とデザイン図面に対する提出要件の緩和により、出願人の時間とコストが削減され、便利に出願と補正をすることができる」と期待しているとし、「これからも出願人の不便を減らして、より簡単にデザイン権を確保できるよう、持続的な制度改善に取り組んでいきたい」と述べた。

その他一般

5-1 韓国型ウォークスルー（K-ウォークスルー）における第1号の特許登録

韓国特許庁（2020.8.25.）

K-防疫技術の保護と安定供給の基盤をつくる

K-防疫の代表格である「韓国型ウォークスルー（K-ウォークスルー）」の技術に対する第1号の特許が登録された。

韓国特許庁は、ヤンジ病院の院長が2020年5月に依頼した韓国型選別診療所技術に対する特許を8月24日に登録決定したと発表した。

今回のK-ウォークスルーの第1号特許は、新型コロナウイルスの状況に効率よく対応するための現場のアイデアが初めて権利化されたことで有意義である。

ウォークスルーは、建物の外部に設置されたスペースを、患者が歩いて通過し、その際に検体を採取する診断方法であり、2020年2月に韓国で最初に公開されて以来、世界から多くの関心を受けている。

これは、新型コロナウイルスの拡散による医療スタッフの感染を防ぎ、検査待機時間を減らすためのアイデアが選別診療所に実際に適用された事例であり、ウォークスルーの開発企業が増えるとともにウォークスルー技術の特許出願も持続的に増加している。

※ウォークスルー特許の出願件数（累積）：9件（2020年3月）→41件（2020年8月）

これまで開発された、さまざまなウォークスルー技術が今回に特許として登録され、新型コロナウイルスという全世界的な危機状況のなかで開発されたK-防疫技術がまともに保護されて安定的に供給される基盤が整えられた。

K-ウォークスルーの第1号特許における主要な技術特徴は、検体採取用グローブの上に特殊設計された使い捨てのグローブを装着し、被験者が変わると簡単に換えることができ、被験者間の感染リスクを軽減することである。

今回の登録特許は、優先審査（1）、予備審査（2）、3人合議体による協議審査（3）を通じて、特許出願後約3ヵ月で速やかに審査手続きが完了された。

(1) 優先審査制度：一定の要件を備えた出願に対し、出願人の申請がある場合に他の出願より優先的に審査する制度

(2) 予備審査制度：審査着手前に、出願人など、審査官が対面面談を通じて審査意見を交換し、正確な審査および速やかな権利化を図るための制度

(3) 3人合議体による協議審査制度：審査の正確性および一貫性を高めるために、特許審査の初期段階から3人の審査官が意見を集めて、3人の審査官名義で審査する制度

登録された K-ウォークスルーの特許技術は、韓国特許英文抄録化事業（KPA、Korean patent abstracts）を通じて、日本、米国、中国、メキシコなど、世界 61 カ国に公開される。それにより、K-防疫の優秀性を広く知らせ、韓国企業がコロナ時代に創出したイノベーション技術を世界中に伝播することができると期待される。

特許庁は、4 月から先制的な新型コロナウイルスへの対応のために韓国型ウォークスルー開発企業と業務協約を締結し、K-ウォークスルー共同ブランド化作業などを推進しつつ、人類の健康と安全に関連するウォークスルー技術が世界中の公益のために活用できるシステムを作るために努力してきた。

特許庁のバイオヘルスケア審査課長は、「クリエイティブな K-ウォークスルー発明が特許として保護されるようにし、開発者の創作意欲を掻き立て、特許明細書による正確な技術公開で全世界の医療スタッフと知識を共有できると期待している」と述べた。

5-2 新型コロナ危機の克服、知的財産共済が支援します！

韓国特許庁（2020.8.31.）

特許庁、知的財産共済の貸出金利を大幅に引き下げる計画を発表
（知的財産費用貸出 1.75%→1.25%、経営資金貸出 3.25%→2.25%）

韓国特許庁は、新型コロナウイルスの再拡散による中小・中堅企業の危機克服を支援するために、知的財産共済の貸出金利を9月から一時的に大幅に引き下げると発表した。

共済の加入企業が申請する知的財産費用貸出の場合、既存に比べて 0.5%引き下げた 1.25%の金利を、経営資金貸出の場合には 1.0%引き下げた 2.25%の金利を1年間期間限定で適用する。

知的財産共済事業は、韓国内外の特許紛争および海外出願などにより発生する中小・中堅企業の知的財産の費用負担を分散・緩和させるための、新しい形態の知的財産金融制度である。

知的財産共済は、2019年8月29日に事業を開始して以来、2020年8月末まで約4,000社が加入するなど、加入企業が急増している。

※知的財産共済の概要：中小・中堅企業が少額の掛け金を毎月納入し、知的財産紛争または海外特許出願などでかかる費用を納入掛け金の一定倍数の範囲内で貸与して活用し、貸与資金を分割返済する制度（根拠-発明振興法第50条の4）

共済に加入する企業は、海外出願または韓国内外の知的財産権に関連する訴訟費用など知的財産費用を貸し出す場合、納入した共済掛け金の最大5倍の限度内で申請することができ、経営資金を貸し出す場合には納入した共済掛け金の90%まで申請することができる。

知的財産共済は、2020年7月27日から貸出業務を実施して以来、多くの企業の貸出申請が続いている。画像圧縮分野の技術を保有している「B1映像技術研究所（以下、B1）」の場合、海外出願費用を確保するために知的財産費用貸出を申請し、多数の自社特許を米国、中国、欧米などの国に出願する予定である。

B1の関係者は、迅速な資金調達で適時に海外出願することができるようになり、海外の技術競争力の確保に大きく役に立っており、知的財産共済制度が景気悪化で苦勞している中小・中堅企業の資金リスクの解消にも干天の慈雨になると述べた。

今回の貸出金利の引き下げは、9月から施行する予定であり、申請基準で6ヵ月間適用した後、延長するかどうかを検討する予定である。

特許庁長は、「知的財産共済が中小・中堅企業の知的財産保護および海外の技術競争力の強化に向けた新たな知的財産金融機関として位置づけられるよう、最大限支援していく」とコメントした。

韓国国内の特許微生物寄託だけで、台湾に特許出願できるようになる

台湾に微生物に関する発明の特許出願し、その事業の進出を図っている A 企業は、ブダペスト条約により公認された、韓国内の国際寄託機関に該当微生物を既に寄託したにもかかわらず、台湾がブダペスト条約の非加盟国であったため、台湾の寄託機関に再び微生物を寄託しなければならない。そこで A 企業は、台湾の寄託機関に微生物を寄託することから発生する複雑な手続きや寄託および配送にかかる追加費用などの理由で台湾進出に悩んでいる。

韓国特許庁は、台湾特許庁と微生物寄託相互認定協力の了解覚書 (MOU) を締結し、特許出願において、韓国または台湾の微生物寄託機関に寄託された微生物の寄託を互いに認定する制度を 9 月 1 日から施行すると発表した。

微生物に関する発明は、特許出願の際に、該当微生物を「特許法」および「ブダペスト条約 (※)」に基づいて公認された機関に寄託しなければならない、韓国国内の特許出願の場合は、特許庁が指定した「国内寄託機関」に、国際特許出願の場合は、WIPO が承認した「国際寄託機関 (※※)」に寄託しなければならない。

※「特許手続上の微生物の寄託の国際承認に関するブダペスト条約」(1980 年 8 月発効)

※※韓国は国内寄託機関と国際寄託機関が同一 (韓国生命工学研究院の微生物資源センター (KCTC)、韓国微生物保存センター (KCCM)、韓国細胞株研究財団 (KCLRF)、農村振興庁の農業遺伝資源センター (KACC) の 4 ヶ所)

しかし、「ブダペスト条約」の非加盟国である台湾で韓国の出願人が微生物に関する発明を台湾に特許出願する際には、韓国の寄託機関に特許微生物を寄託しても、台湾の寄託機関に改めて寄託しなければならないという負担があった。

韓国特許庁は、台湾特許庁と 2019 年 8 月から交渉を開始し、韓国の寄託機関に微生物を寄託した場合には、台湾で再び寄託する必要なく、特許出願ができるようにする微生物寄託相互認定制度を新たに施行することになった。

台湾は最近、高齢化および寿命延長のために保健医療に対する重要性を認識し、バイオメディカル産業を集中育成すべき産業として指定、関連産業の発展に取り組んでいる。

そのため、関連分野の韓国企業も台湾への進出を図っており、韓国企業の台湾に対する微生物寄託特許も 2015 年から 2019 年まで 79 件で、2010～2014 年の同期に比べて 6 倍以上増加した。

特許庁の特許審査企画局長は、「韓国-台湾の微生物寄託相互認定制度の施行は、バイオ分野における韓国企業の台湾進出への利便性を大幅に増進させることが期待されている」、「今後も特許庁は、韓国の出願人の海外進出を支援するために国家間の特許制度の違いについて細かいところまでチェックし、その格差を縮めるよう努力する」と述べた。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム